

- ・ **環境負荷低減のクロスコンプライアンス**
  - ・ **環境負荷低減の「見える化」**
  - ・ **J-クレジット制度**
  - ・ **戦略の実現に向けた技術の社会実装**
  - ・ **幅広い情報発信**
-

# 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定(令和5年12月27日 )

## 食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

### II 政策の新たな展開方向

#### 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、

- ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。

## 具体的な施策の内容

#### 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

##### (1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組

農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。

これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。

具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、

- ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること
- ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。

上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。

※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等を各事業に合わせてチェックシートに反映。

# 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定(令和5年12月27日)

## 食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。
- ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
  - ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
  - イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用
  - ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

## 具体的な施策の内容

### (2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。

### (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進

食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。

- ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。
- ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。
- ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）①

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

## どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

また、こうした取組を行うことが消費者の理解にもつながります。

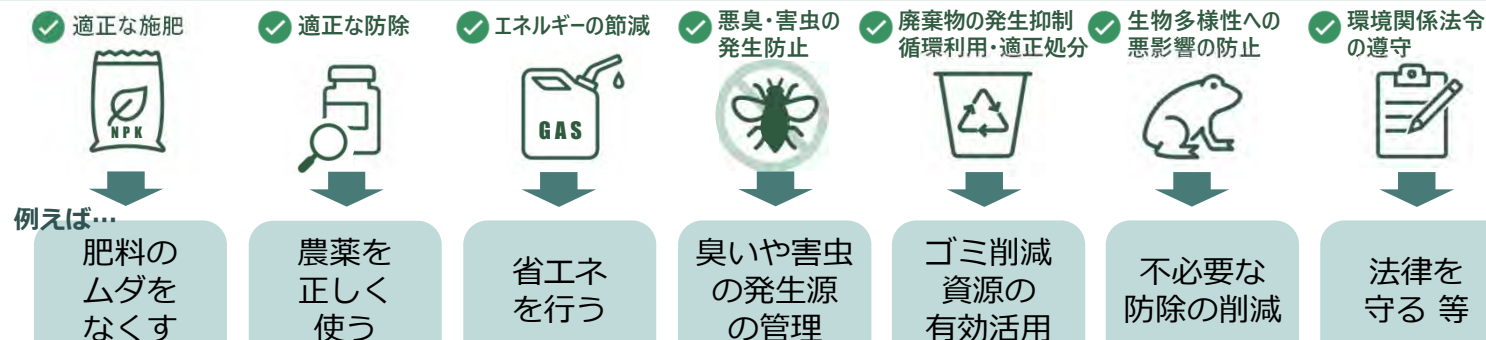
「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一步」です。

環境負荷低減の  
クロスコンプライアンスの  
愛称を

「みどりチェック」  
としました！



## 「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント



「みどりチェック」の  
詳しい内容はこちらから！

▶ 農林水産省HP  
「環境負荷低減の  
クロスコンプライアンス」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>





## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）②

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。**令和7年度からは①に加え、②報告時のチェックシート提出、③報告内容の確認を試行的に実施。**令和9年度を目標に本格実施。

### ①事業申請時（申請書等※の一部として提出）

| 申請時<br>(します)             | (1) 適正な施肥           | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 肥料を適正に保管            | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める  | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 有機物の適正な施用による土づくりを検討 | <input type="checkbox"/> |

事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。  
(該当する項目は全てチェック)

試行実施 R6年度～

### ②報告時（報告書等の一部として提出）

| 申請時<br>(します)             | (1) 適正な施肥           | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 肥料を適正に保管            | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める  | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 有機物の適正な施用による土づくりを検討 | <input type="checkbox"/> |

報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。  
(該当する項目は全てチェック)

試行実施 R7年度～

### ③報告内容の確認

国の担当者が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り・目視により確認。

確認対象となる受益農業者等については、抽出により決定。

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

# 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、**定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示**します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。(登録番号付与461件 令和6年10月末時点)(販売店舗等632か所 令和6年10月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携を検討します。

詳しくは  
農林水産省HPへ



## 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)  
ー吸収(バイオ炭等)

★ :削減貢献率5%以上  
★★ : // 10%以上  
★★★ : // 20%以上



見る × 選べる  
みえるらべる

## 生物多様性保全への配慮

※米に限る

### <取組一覧>

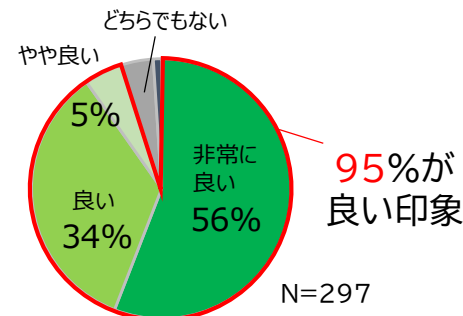
|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 化学農薬・化学肥料の<br>不使用               | 2点 |
| 化学農薬・化学肥料の<br>低減<br>(5割以上10割未満) | 1点 |
| 冬期湛水                            | 1点 |
| 中干し延期または中止                      | 1点 |
| 江の設置等                           | 1点 |
| 魚類の保護                           | 1点 |
| 畦畔管理                            | 1点 |

★ :取組の得点1点  
★★ : // 2点  
★★★ : // 3点以上

## 消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】

店舗への印象



取組者からは、

- ・既存の栽培データで簡単に算定ができた
- ・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

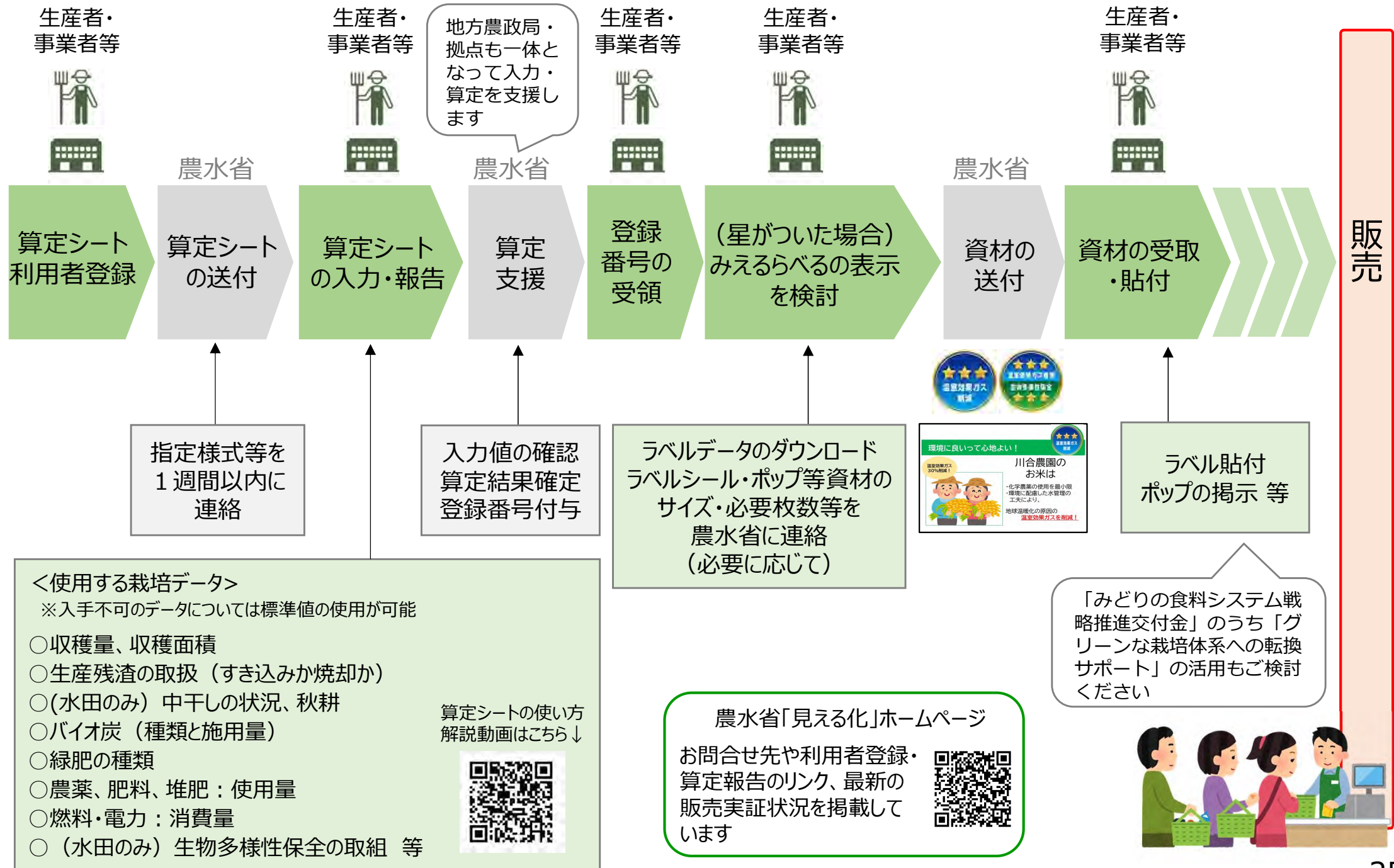
令和6年3月からの本格運用以降、

- 登録番号付与**461**件
- 販売店舗等**632**か所  
(令和6年10月末時点)

## 対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、玉ねぎ、白ねぎ、ほうれん草、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

# 「見える化」の流れ





# 東北の「見える化」取組事例

## JAみやぎ登米（宮城県登米市）、株式会社神明



平成15年から環境保全米（宮城県認証特別栽培米）に取り組んでいるJAみやぎ登米の「ひとめぼれ」は、令和5年産米から「温室効果ガス削減」貢献率20パーセント以上の星3つ、「生物多様性保全」の観点から星2つを取得しています。販売者である株式会社神明は、令和6年産の新米の販売に合わせ「みえるらべる」を表示して販売していることを10月23日に公表しました。この商品は「みえるらべる」が精米の包材自体に表示（印刷）されており、SDGs面からも画期的な取組となっています。

## （有）山藤運輸（宮城県南三陸町）



自社で生産した米（めぐりん米）で「みえるらべる」を取得しています。地元の直売所では、めぐりん米にラベルを貼付して販売しています。

めぐりん米は、町民が分別した生ごみなどから製造される液肥を使って生産しています。

## （有）米道ふたつ（秋田県能代市）



秋田県の特別栽培農産物認証を取得し、減農薬・減化学肥料栽培、長期中干し、ペレット化した米糠を稲刈後のほ場に散布するなど、環境に配慮した栽培により「見える化」に取り組んでいます。自社ブランド米（米道米）を生産して販売しています。



### 米

道の駅なかせん 野菜直売所 フレッシュ野菜どんぱん

(秋田県大仙市長野字高畑95-1)

期日：令和6年6月10日（月曜日）～

### 米

イオン前潟ふるさと百貨もりおかん（岩手県盛岡市前潟4丁目7-1）

アネックスカワトク（岩手県盛岡市緑が丘4-1-50）

ROOM DESIGN（岩手県盛岡市本宮6丁目23-27）

まちおこしセンターしずくCAN（岩手県岩手郡雫石町上町南19-19）

南部マルシェぞっこん広場（岩手県盛岡市上厨川野子107）

期日：令和6年9月20日（金曜日）～

### ミニトマト

イオン盛岡南店（岩手県盛岡市本宮7丁目1-1）

期日：令和6年7月～

### かんしょ、ミニトマト

イオン一関店（岩手県一関市山目字泥田89番地1）

イオン前沢店（岩手県奥州市前沢向田2丁目85）

イオンスタイル江刺（岩手県奥州市江刺八日町1-9-48-1）

イオン江釣子店（岩手県北上市北鬼柳19-68）

マックスバリュ北上店（岩手県北上市里分4地割77）

マックスバリュ紫波店（岩手県紫波郡紫波町北日詰字下東ノ坊71-1）

イオンスタイル矢巾（岩手県紫波郡矢巾町南矢幅第7地割413）

マックスバリュ西根店（岩手県八幡平市平館第25地割286）

マックスバリュ花巻店（岩手県花巻市中根子字堂前55）

マックスバリュ石鳥谷店（岩手県花巻市石鳥谷町八幡3-9-1）

イオン盛岡南店（岩手県盛岡市本宮7丁目1番1号）

イオン盛岡店（岩手県盛岡市前潟4丁目7-1）

マックスバリュ盛岡駅前北通店（岩手県盛岡市盛岡駅前北通11-1）

マックスバリュ盛岡中屋敷店（岩手県盛岡市中屋敷町9-25）

期日：（ミニトマト）令和6年7月～9月

（かんしょ）令和6年10月25日～

### かんしょ、ミニトマト

マイヤ大船渡店（岩手県大船渡市大船渡町字野々田156-19）

マイヤ大船渡インター店（岩手県大船渡市立根町字堀の内10-1）

マイヤ赤崎店（岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前38-13）

マイヤ高田店（岩手県陸前高田市高田町字館の沖303番地2）

マイヤアップルロード店（岩手県陸前高田市米崎町字道の上67-1）

マイヤ釜石店（岩手県釜石市鈴子町8番地1号）

マイヤ野田店（岩手県釜石市野田町2-3-1）

マイヤマスト店（岩手県上閉伊郡大槌町小槌第27地割字花輪田34-1  
（シーサイドタウン・マスト内））

マイヤ千厩店（岩手県一関市千厩町千厩字古ヶ口88）

マイヤ花泉店（岩手県一関市花泉町涌津字二ノ町22番）

マイヤ水沢店（岩手県奥州市水沢字八反町12番地）

マイヤ気仙沼バイパス店（宮城県気仙沼市字赤岩石兜50番地）

マイヤ気仙沼北店（宮城県気仙沼市東八幡前101-1）

マイヤ本吉はまなす店（宮城県気仙沼市本吉町津谷新明戸200）

マイヤ青山店（岩手県盛岡市青山1-19-1）

マイヤ仙北店（岩手県盛岡市西仙北一丁目38番30号）

マイヤ滝沢店（岩手県滝沢市鶴飼狐洞316番地）

マイヤアルテ桜台店（岩手県花巻市桜台1-12-12）

マイヤびはんストアオール店（岩手県下閉伊郡山田町川向町6-6）

マイヤびはんストア豊間根店  
（岩手県下閉伊郡山田町豊間根第2地割70-2）

期日：（ミニトマト）令和6年7月～9月

（かんしょ）令和6年10月～